

議第127号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成29年11月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に」に、「及び第32条（第1項を除く。）から第34条まで」を「(同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第54条（第4項を除く。）並びに第55条」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同項第7号中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第2項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の項中「アからウまで」を「ア及びイ」に、「エからクまで」を「ウからキまで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第

3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

提案理由

関西広域連合規約の一部を変更する必要があるので提案する。